

	質問	回答
山本委員	(1) 「別表」の50年目安の類型例「カ 市と私人の争い」という表現について	
	「私人」の範囲（定義）は？	行政機関及びそれを代表する公職にある者（首長・議長等）及びこれに準じる団体・人物以外の個人や団体を指す用語として考えております。そのため、行政機関やそれに準じる団体でない場合は、企業等の団体でも「私人」と見なす場合もあると認識しているところです。
	市に対する訴訟を想定されているのか。 訴訟にはなっていない各種問題も含まれると考えてもよろしいか？	市に対する訴訟も本類型の対象範囲に含めておりますが、これだけを対象として想定しているわけではございません。異議申し立てや強制代執行など、訴訟以外の係争及びこれに準じる問題や案件等も本類型に含まれると考えております（期成会からの陳情等、一般的に訴えの時点で公にされる性質のものを除く）。
	他の類型例は「個人」（個人情報）を守る目的だが、この類型は「市」を守る目的として設定された印象が受け取れる。他の類型例とは違い、異質な感じを受ける。他の表現は考えられないか？	本類型は行政機関（市）と訴訟等の係争に至った市民等の個人情報を守ることを想定して設定しております。係争に関する情報はその性質上、他に類型に当てはめづらい個別の経緯や事情等に関する情報を含む場合が多くありますので、こういった個人情報を保護できるように設けたものです。本類型に該当する特定重要公文書が発生した場合も、非公開となるのはこういった個人情報を含むページになります。 以上から、本類型は「市」を守る目的として設定したものではありませんし、表現としても適当なものであると考えております。
(2) 「備考4」の「現在の社会の受け止め方」という表現について		
「現在の」という表現が、法規条文の表現（言い回し）として相応しいのか、確認をお願いしたい。	確認をしたところ、こういった表現はあまり見受けられないことが分かりました。また、個人情報の保護に関する公開審査においては、現在だけでなく過去や未来の社会の受け止めも可能な範囲で考慮すべき場合もあると思われまます。 については、「現在の」という表現を改正案から削除するとともに、誤読の生じないよう該当文章を適宜修正させていただきたいと思っております。	

	質問	回答
	<p>「特定重要公文書に記録されている情報」欄に記されている「重要な個人に関する情報であって」（80年以上の欄）という表現は、「重要な情報」ではなく「重要な個人」と誤読される懸念があるので、「個人に関する重要な情報」と改めた方が良くはないか。</p> <p>「個人に関する情報」という文言を固定して用いたいということであれば、「個人に関する情報のうち、重要なものであって、一定の期間は…」とした方が良くと思う。</p>	<p>ご指摘いただいた「個人に関する情報」は、本審査基準の第2の1(1)において「個人に関する情報」という語で定義付けされた文言になります。文言の定義が本文内でされていることから、文章の正しい解釈にずれが出ることは無いと考えられますので、ご指摘の箇所についてはこのままの記載とさせていただければと思います。</p> <p>なお、国立公文書館における同様の審査基準の表における表現は「重要な個人情報であって」という記載となっております。</p>
小倉委員	<p>「一定の期間（目安）」の年数についてだが、「50年」は個人が社会活動を活発に行う期間（いわゆる「現役世代」で、概ね10代～60代の年齢を過ごす期間）、「80年」は個人の平均的な寿命を反映した期間、以後「110年」「140年」はそれぞれ30年間ずつ追加した期間として設定されたものではないかと推測する。</p> <p>しかしながら、現在そして近い将来の状況を考慮すると、就業年齢の長期化（定年の引き上げ）が進み、また、平均寿命も延びていくことが想定されるので、現在設定している「一定の期間（目安）」をそれぞれ10年ずつ延ばして「60年」「90年」「120年」「150年」としてはいかがか。</p>	<p>「一定の期間（目安）」の各期間は、情報を公開することによる影響が本人に留まるのか、子・孫の世代まで影響するものなのか等を念頭に、全国的に共通する目安として用いられているものになります。</p> <p>また、特定重要公文書は基本的に公開されるべきものであり、非公開期間は最小限に留めるべきという原則的な考えもあることから、「一定の期間（目安）」の延長については、国をはじめとする全国の類縁機関の動向や社会情勢等を注視して、今後判断する形とさせていただければと思います。</p>